

定 款

(2021年6月25日改正)

株式会社 北日本銀行

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社北日本銀行と称する。英文では、The Kita-Nippon Bank, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を盛岡市におく。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、盛岡市において発行する岩手日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、1,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第10条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当銀行は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備えお

き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当銀行では取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は取締役頭取がこれにあたる。
取締役頭取に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがいインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員 数)

第19条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

- ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選 任)

第20条 当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会)

第22条 取締役をもって取締役会を組織する。

- ② 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程により定める。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこれを短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第28条 当銀行には、取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

- ② 前項の役付取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定され、取締役頭取は当銀行を代表する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役頭取以外に当銀行を代表する取締役若干名をおくことができる。

(監査等委員会)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下同じ。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(常勤監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 5 章 会計監査人

(選 任)

第32条 当銀行の会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第34条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第36条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金支払義務の免除)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。

- ② 未払い期末配当金並びに未払い中間配当金については利息はつけない。

附則

（監査役との責任限定契約に関する経過措置）

第117期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。